

Q1. 公募要領 p.39「Ⅱ-4.2 研究開発費の範囲及び支払等」「Ⅱ-4.2.1 研究開発費の範囲」「人件費:当該研究開発のために雇用する研究員等の人件費(実績単価計算、健保等級単価計算に加え、受託者が公表・実際に使用している受託人件費規程等に基づいて算出した受託単価計算を認める場合があります。)」貴機構の令和6年度版「委託研究開発契約事務処理説明書」p.40 においては人件費の計上方法として「(a)実績単価計算」、「(b)健保等級単価計算」の2点のみの記載となっておりますが、本公募においては公募要領の方が優先し、事務処理説明書における記載はないものの、受託単価計算を認める場合があるということですか？

A1. はい。本公募における人件費の計上については、健保等級、実績単価に加え事務処理説明書の記載にはありませんが、「受託単価」を用いた人件費委の計上を認める場合があります。提出書類などに関しては、公募要領をご精読ください。

Q2. 公募要領 P40 の「人件費および間接経費について」の箇所で「受託単価計算により算定する場合は、一般管理費および間接経費を重複計上することは認めません。」とありますが、当社の規定では受託単価には、人件費とコンサルティング部門の共通コスト(=売上原価の一部)を含んでおり、スタッフ部門のコスト(=一般管理費)とは別で重複はしておりません。公的機関の受託事業において受託単位人件費で申請する場合であっても、添付の資料を提出した上で一般管理費 10%を計上して請求させていただいております。本件におきましても直接経費に加えて間接経費(一般管理費)10%を計上させていただくことは可能でしょうか。

A2. はい。貴社の規定で、受託単価の中に一般管理費が入っていない場合は、間接経費(上限 30%)を申請いただくことが可能です。

Q3. 研究開発代表者(以下、代表者)及び研究開発分担者に関する情報(提案書 p7)代表者について、2 名体制、つまり共同代表者とすることは可能でしょうか？

A3. 出来かねます。もう一方は研究分担者や参加者となります。

Q4. 代表者として想定する役職はございますか？部門トップなどの必要性があるかお伺いできればと存じます。

A4. 想定する役職はございません。貴社で問題がなければ、どなたでも代表者となることが可能です。

Q5. 代表者について、エフォート率が低いことで審査上減点となる可能性はありますか？

A5. 特には問題ないことが多いです。ただし、ヒアリング審査まで進んだ際に質問される可能性はございます。

Q6. 各年度別経費内訳(提案書 p10)「本事業では、PI 人件費は計上できません」、とございますが、背景につきましてご説明いただけますでしょうか？

A6. PI 人件費に関する詳細は、事務処理説明書をご精読ください。認められるのは「大学等」ということで、企業等は計上できません。本事業に関しては、企業やそれに準ずる機関の募集が想定されることからそのような記載となっております。

Q7. 直接経費の「3.人件費・謝金」のうち、人件費にすべての費用を計上した上で受託後、期中または期末の精算の際に、実際にかかったエフォートが当初想定を超えることを報告し、検査を受け、上記人件費部分の追加配賦を得ることで、結果的に直接人件費だけで上限額の精算を行うことは可能でしょうか？

A7. 当初に予定して額を超えた場合、それを後から行う追加配布に計上することは不可能です。追加配賦が行われた場合に、改めて計上ください。

Q8. 人件費および間接経費について(公募要領 p40):受託単価計算での算定を予定しておりますが、弊社では一般管理費、間接経費の証憑は出すことができません。こちら問題ございませんでしょうか？

A8. 本事業では、公募要領に記載の通り、人件費計上に受託単価を用いる場合は、様式3. 受託単価表と当該受託単価を使用したことのある実績単価表の提出が求められます。証憑がなくとも一般管理費などが人件費に計上されている場合(恐らくそうだと想定しています。)は、間接経費を計上しないことをご提案頂ければと思います。

Q9.9. 研究費の応募・受入等の状況・エフォート(提案書 p13)、10. これまでに受けた研究費とその成果等(p16):弊社では過去「研究費」として受けた課題はないため、ゼロとの理解です。理解が正しいかご確認いただけますでしょうか？

A9. 研究ではないので、記載なしでも構いません。ただし、例えば、ヘルスケアサービスマジックの調査などで、研究にも結び付くと考えられる場合は、提案書の記載枠に合うように書いていただくことも可能です。

Q10. 指針の管理更新に当たり利用する E-LIFE ヘルスケアナビポータルサイトについて、運用する契約済みベンダーは既にあるとの理解で正しいでしょうか？

か？ 契約未決の場合、契約締結は本事業の範囲内でしょうか？

A10. お問い合わせの業務に関しては、今後本公募とは別に、何らかの形で募集をかける予定です。

Q11. 本件のようなAMED事業で実施するエキスパートに対するインタビューなどに際しての謝礼の支払いルール(そもそも払う or 払わない、払う場合の金額の基準など)があればご教示いただきたいです。

A11. AMEDでの基準はございません。

Q12. 指針普及活動の一環で、将来イベントを開催する際、大きな規模のイベントとすることが妥当となったケースなどに、別途新たにイベント開催費用を組むことなどは可能でしょうか？

A12. 追加配布などがある場合は、可能ですが、確約するものではありません。

Q13. 代表機関、研究代表者だけでなく、すべての分担研究者、分担機関がe-Radに登録しなければならないのでしょうか？

A13. はい。その通りです。ただし、研究参加者はこれに該当しません。